

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	石 卷 市

## 石巻市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	石巻市産業部ニホンジカ対策室
所 在 地	石巻市穀町 1 4 番 1 号
電 話 番 号	0225-95-1111 内線 3559
F A X 番 号	0225-21-2022
メールアドレス	isdeermeas@city.ishinomaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という。）、カルガモ、キジバト、スズメ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	石巻市

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ イノシシ カラス カルガモ キジバト スズメ	水稲	4,072千円 3.92ha
	畑作	4,214千円 1.08ha
	果樹	0千円 0ha
	牧草	5,138千円 13.09ha
	交通事故	16,500千円 55件
	合計	29,924千円

※被害数値はニホンジカによるもののみ

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(2) 被害の傾向

・鳥獣被害は、近年横這い傾向となっているが、未報告の被害も多くあり、被害状況の把握が難しく、総体的な被害は増加しているものと推測される。

・東日本大震災の被害による各集落の家屋、住民減少に伴い、ニホンジカの生息域が半島部のみならず内陸部の住宅街、民家の庭先まで拡大し、農林業被害だけでなく生活圏内での住民との軋轢が生じてきている。

・牡鹿半島内での猟銃を使用した捕獲活動による捕獲圧強化により、ニホンジカの生息域が内陸部へ移動しているとみられる。

・樹木被害の増加により、樹木表皮の食害等による素材の品質低下などの影響が深刻化している。

また、伐採跡地については、ニホンジカの食害により、樹木の天然更新等が行われず、山林は荒廃している状況である。

・交通事故被害は大幅に増加しており、三陸自動車道上での接触事故も発生している。

なお、交通事故被害数値については、道路上で死体処理されたニホンジ

カの頭数により推計しており、軽微な接触事故等の件数を含めた場合、相当数の事故が発生しているものと推測される。  
 ・市の内陸部では、イノシシや、カラス、カルガモ、キジバト、スズメによる水稲被害や野菜等の被害発生を目撃情報が寄せられている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
被害面積及び被害件数	水稲 3.92ha	水稲 3.14ha
	畑作 1.08ha	畑作 0.86ha
	果樹 0ha	果樹 0ha
	牧草 13.09ha	牧草 10.47ha
	交通事故 55件	交通事故 44件

※目標値は現状値から2割減

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県猟友会石巻支部及び河北支部へ委託し、銃器、くくりわなによる捕獲を実施している。</li> <li>また、併せて狩猟免許を有しない地域の農業者等がくくりわなの見回り等に従事し、「地域ぐるみの捕獲対策」を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化による捕獲実施者の減少に伴う捕獲担い手の育成</li> <li>捕獲数増加に伴う残滓の適正な処理</li> <li>捕獲数増加に伴う自治体及び捕獲実施者の経費等の負担増加</li> <li>里山の荒廃、耕作放棄地の増加により鳥獣の生息域拡大</li> <li>広域連携を図った捕獲活動の実施</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策協議会による交付金等を活用した地域協議会へ侵入防止柵等の設置支援を行っている。</li> <li>また、農地等の所有者が、漁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置防護柵が簡易な防護柵（網）のため、耐久性に問題</li> <li>公道、公共施設等を利用した広範囲な防護柵設置の検討</li> <li>広域連携を図った防護柵の設置</li> </ul>

	網等を利用した防護柵を個別に設置している。	
生息環境管理その他の取組	・地域協議会により、草木や不要木の間伐を行うなど緩衝帯整備を実施している。	・高齢化による担い手減少等に伴う緩衝帯整備や放任果樹（果実）除去の担い手確保

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

・被害軽減のためには捕獲圧の強化が必要であり、今後も、銃器及びくくりわなによる有害捕獲を柱とした被害防止対策を実施する。

・宮城県が策定する「第二種特定鳥獣管理計画」との整合性を図り、関係機関と連携し、ニホンジカの生息数や動態等を含めた被害防止に関する情報収集等に努める。

・地域ぐるみの獣害防止柵の設置を推進し、鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うとともに、広報等で被害農家に周知することで自己防衛促進を図る。

・被害防止には、県及び市町村を越えた広域連携が必要となることから、連絡調整等について、国及び県に働きかけを行っていく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

・宮城県猟友会石巻支部及び河北支部  
委託契約に基づきくくりわなの設置や、猟銃での捕獲を実施しており、生息数増加と生息範囲の拡大、農林業被害の急激な増加に対応するため、遠距離からも狙撃可能なライフル銃によるニホンジカの捕獲を実施して

いる。

・地域協議会

狩猟免許を有しない地域の農業者等がくくりわなの見回り等に從事する「地域ぐるみの捕獲対策」を実施している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に從事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4 ～ 6	ニホンジカ イノシシ カラス カルガモ キジバト スズメ	・わな猟免許限定試験の開催要望 ・生息域を把握した効果的な捕獲活動の実施 ・被害状況と周辺の住環境を考慮した地域一体となった捕獲活動の実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・本市におけるニホンジカによる農林業等被害は、これまで牡鹿半島を中心に発生していたが、牡鹿半島外地域から多数の被害情報が寄せられており、さらなる対策強化が必要である。 ・また、内陸部においてはイノシシやカラス、カルガモ、キジバト、スズメによる稲作被害や野菜などの被害情報も寄せられていることから、同様に対策強化が必要である。 ・捕獲計画数については、石巻市産業振興計画及び宮城県で策定する「第13次鳥獣保護管理事業計画書」、「第二種特定鳥獣管理計画」等との整合性を図り、各種取組を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の

設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
ニホンジカ	・ 1700頭以上とし、石巻市産業振興計画及び宮城県で策定する「宮城県ニホンジカ管理計画」に基づき適正な捕獲を実施する。		
イノシシ	・ 市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第四期宮城県イノシシ管理計画（計画が次期計画となった場合は次期同計画）」に基づき適正な捕獲を実施する。		
カラス カルガモ キジバト スズメ	・ 市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第13次鳥獣保護管理事業計画書（計画が次期計画となった場合は次期同計画）」に基づき適正な捕獲を実施する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p><b>【ニホンジカ】</b></p> <p>(1) 猟銃による捕獲            実施方法：宮城県猟友会石巻支部及び河北支部に委託            実施時期：4月～翌年2月            実施区域：石巻市内全域（市街地及び住宅地等の周辺を除く）</p> <p>(2) わなによる捕獲            実施方法：宮城県猟友会石巻支部及び河北支部に委託            実施時期：4月～翌年2月            実施区域：石巻市内全域（市街地及び住宅地等の周辺を除く）</p> <p><b>【その他】</b>            銃器または、わな等による捕獲</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
石巻市内全域で各種獣害防止柵の設置やくくりわな及び散弾銃（無毒性スラッグ弾）による捕獲を実施しているが、それだけでは生息数増加と生息範囲の拡大、農林業被害の急激な増加に対応することが難しいため、ライフル銃によるニホンジカの捕獲を実施している。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計

画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
石巻市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ入りネット柵等 7,500m	ワイヤーメッシュ入りネット柵等 7,500m	ワイヤーメッシュ入りネット柵等 3,500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
ニホンジカ	・地域協議会による柵の見回り及び追払い活動の実施	・地域協議会による柵の見回り及び追払い活動の実施	・地域協議会による柵の見回り及び追払い活動の実施

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

4 ～ 6	ニホンジカ イノシシ カラス カルガモ キジバト スズメ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策の基礎となる現状の把握について、地域住民への聞き取りも併せて実施するなど、より詳細な被害数値が把握できるよう、関係機関との連携した取組みを強化する。</li> <li>・地域協議会の設立支援や交付金事業の活用による獣害防止柵資材の貸与等、地域ぐるみの農作物被害対策推進を図る。</li> <li>・緩衝帯整備や放任果樹の除去を積極的に行い鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うとともに、対策等を周知することで自己防衛促進を図る。</li> </ul>
-------------	---	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

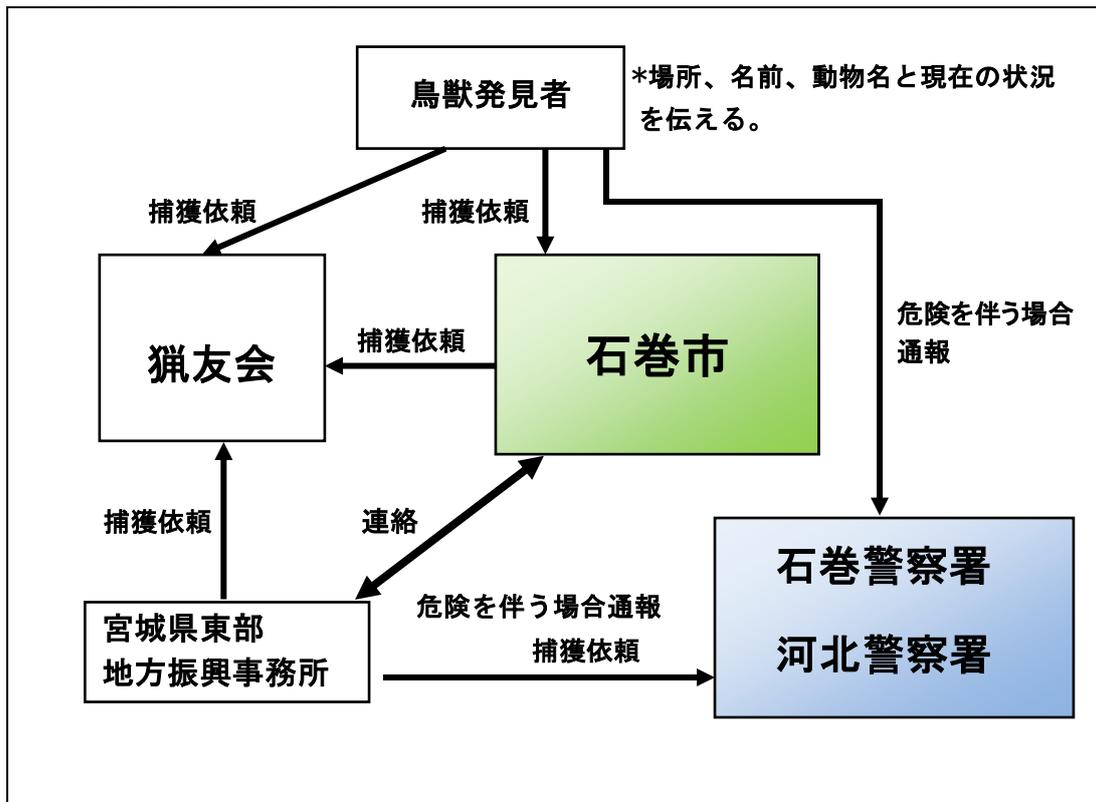
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石巻市	被害状況の確認、地域住民・関係機関への周知・連絡、猟友会等への捕獲許可
宮城県東部地方振興事務所	鳥獣捕獲に係る指導・助言、地域住民・関係機関への周知・連絡、猟友会等へ捕獲の連絡
宮城県石巻警察署 " 河北警察署	被害状況の確認、地域住民への注意喚起、住民の生命、身体の安全確保、警察官職務執行法に基づく措置
宮城県猟友会石巻支部 " 河北支部	鳥獣捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・有害捕獲で捕獲した鳥獣の残滓は、指定した場所での埋設及び解体、焼却処理を行う。
- ・捕獲実施者の負担軽減のため、捕獲した個体をそのまま処理することが可能な施設等の導入を検討する。
- ・シカ肉の有効利用推進のため、食肉としての流通拡大を支援するとともに、他市町村の事例等について、研究を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・市内でシカ肉を食肉として、流通させている事業者等の流通拡大支援を行う。
ペットフード	・関係機関と連携し、有効利用について、検討する。
皮革	

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
--------------------------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

石巻市内においては、以下の2団体が運営する食肉加工処理施設で処理及び加工を行っている。 (1) 株式会社FERMENTO ※石巻警察署管内 (2) 丸信ワイルドミート ※河北警察署管内
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・関係機関と連携を図り、他市町村の事例等について、研究する。
--------------------------------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牡鹿半島ニホンジカ対策協議会
構成機関の名称	役割
石巻市	事務局として会議等の開催、被害防止計画の作成
女川町	被害防止計画の作成
宮城県東部地方振興事務所	指導・助言、事業協力
東北森林管理局 宮城北部森林管理署	国有林に関する情報提供、被害防止対策の情報交換、事業協力
宮城県猟友会石巻支部	鳥獣捕獲の実施
宮城県猟友会河北支部	鳥獣捕獲の実施
いしのまき農業協同組合	農業被害に関する情報提供・被害対策
宮城県農業共済組合石巻支所	農業被害に関する情報収集・被害対策
石巻地区森林組合	林業被害に関する情報収集・被害対策

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県農山漁村なりわい課	鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画策定に係る指導・助言 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金等に係る手続 県内における対策等に係る情報提供 等
宮城県自然保護課	鳥獣保護管理事業計画及びイノシシ・ニホンジカ管理計画等の策定

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

当面設置しないものとするが、他市町村の事例等について研究する。

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 狩猟免許取得に係る費用等を助成し、捕獲の担い手の育成を行う。  
・ 捕獲実施者の技術向上に向けた取り組みについても関係機関と連携し、行っていく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 効率的な捕獲方法等の情報交換など他の被害地域との連携を促進する。
- ・ 広域的な被害防止及び鳥獣捕獲の実施について、国・県に対して働きかけを行っていく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。